

八頭町老人クラブ連合会船岡支部会則

(名 称)

第1条 本会は、八頭町老人クラブ連合会船岡支部と称する。

(目 的)

第2条 本会は、船岡地域内老人クラブ相互の連絡を密にし、その活動の振興を図り、もって地域の老人福祉の増進に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、船岡地域内の各単位クラブの会員をもって組織する。
2. 必要に応じて専門部を置き、専門の企画・運営にあたることができる。

(事 務 局)

第4条 本会の事務局は、八頭町社会福祉協議会本所に置く。
2. 事務局は支部長が委嘱する。

(事 業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
① 単位老人クラブの相互の連絡と振興を図るための事業
② 心と体の健康づくりのための事業
③ 生活を豊かにし生きがいを高めるための事業
④ 地域を豊かにするための事業
⑤ その他目的達成に必要な事業

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。
支部長 1名
副支部長 3名
理 事 若干名
監 事 2名
2. 支部長、副支部長、監事は総会において会員の中から選出する。
3. 役員任期は2年とし、再任は妨げない。欠員により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 本会の役員の仕事は次のとおりとする。
支部長 本会を代表し、会務を統括する。
副支部長 支部長を補佐し、支部長に事故のある時はその職務を代行する。
理 事 本会の運営と事業の執行にあたる。
監 事 本会の事業並びに会計を監査する。

(会 議)

第8条 本会の会議は、総会及び理事会とし、支部長が招集する。

2. 総会は、各単位老人クラブから選出された代議員で構成し、毎年4月に開催する。ただし必要に応じて臨時に開くことができる。
3. 総会は、最高の議決機関であり、次の事項を審議・議決する。
 - ① 会則の改正及び規定の制定、改廃
 - ② 事業報告及び決算の承認
 - ③ 事業計画及び予算の議決
 - ④ 役員を選出
 - ⑤ その他、必要な事項
4. 理事会は、執行機関であり、支部長、副支部長、理事でもって構成し、次の事項を審議運営する。
 - ① 総会に付議する事項の審議
 - ② 総会で決議された事項の執行
 - ③ 総会で委任された事項の審議・執行
 - ④ その他、必要な事項
5. 会議は、すべての構成員の2分の1以上の出席によって成立し、多数決による。ただし、可否同数のときは議長が決する。

(経 費)

第9条 本会の経費は、会費、補助金、助成金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(付 則)

1. 本会則は平成9年5月15日一部改正、施行する。
2. 本会則は平成11年4月21日一部改正、施行する。
3. 本会則は平成22年4月23日一部改正、施行する。
4. 本会則は平成29年4月13日一部改正、施行する。
5. 平成30年4月12日一部改正、施行する。
6. 平成31年4月12日一部改正、施行する。
7. 令和2年4月15日一部改正、施行する。

沿革

1. 昭和40年10月15日会則制定
2. 昭和45年2月27日会則廃止、制定
3. 昭和48年5月6日会則廃止、制定
4. 平成19年4月20日 八頭町老人クラブ連合会船岡支部会則に改正
5. 平成31年4月12日会則制定